

回答用紙

受付番号	第 310401 号
受付月日	平成 31 年 4 月 22 日
意見内容	プラザ内には自動販売機しかなく、給水器が設置されればうれしいです。

担当センター名	市民交流センター
回 答	
<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>プラザでは、給水器を介した感染症等が起こる可能性があることなどから給水器の設置をしておらず、今後も設置の予定がございません。給水につきましては、ご自身でご用意いただければと存じます。</p> <p>ご要望に添いかね恐縮ですが、ご理解の程、よろしく願いいたします。</p>	

回答用紙

受付番号	第 310402・03 号
受付月日	平成 31 年 4 月 30 日
意見内容	体育室に障害者専用時間を設けてほしい。一般と障害者が共用するという考え方も分かるが、実際にはできないケースが多々ある。

担当センター名	スポーツセンター
回 答	
<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>体育室の管理は、プラザ条例に基づき、貸切でご利用いただく団体利用と、11 日前までに団体利用の予約が入らなかった時間帯にスペースを分け合っでご利用いただく個人利用、スポーツセンターが予め個人利用時間と定めた時間がございます。今回ご意見いただいた個人利用については、限られたスペースを、できるだけ多くの皆様にご利用いただけるよう、競技ごとにエリア分けさせていただき、譲り合っでご利用いただいております、既にチームが組成されている場合や、少数であっても連携プレイ等を練習メニューとされる場合は、団体利用をご案内しております。</p> <p>なお、ご提案いただいた障害者専用枠については、施設の設置理念に基づき、障害の有無による場所や時間の区分けではなく、同じ時間、同じ空間を共有し、そこで生まれる交流を大切にさせていただきたいと考えています。</p> <p>「実際には（共用）できないケース」というのは、具体的にどういった場面でしょうか。もし、危険な場合などがありましたら改善に向けて対応したいと思いますので、具体的にお教えいただければ幸いです。</p>	